

ハラスメント諸規程等に関する申し合わせ事項

1 調停結果の公表について

調停が行われた事実は、教授会等で報告するが、内容については公表しないものとする。

2 手続の過程における連絡について

特段の定めがない限り、原則として人権問題委員会が行うものとする。

3 事実調査のガイドラインについて

適正な調査を行うためのガイドラインは、事例によって差異が生じる可能性があることを踏まえ、事案ごとに人権問題委員会が作成するものとする。

4 調停事案に係る別途処分の対象について

ハラスメント又は非行の事実が明らかになった場合、調停で解決した事案であっても別途処分の対象にはできないものとする。

5 教授会における審議について

被害申立人に対して二次被害が及ぶ危険性を回避するため、教授会は、人権問題委員会又は事実調査委員会の報告書に基づき審議するものとし、教授会独自の調査は行わないものとする。

6 審査教育研究審議会について

審査教育研究審議会の運営は、次のとおり行うものとする。

(1) 被害申立人に対して二次被害が及ぶ危険性を回避するため、審査教育研究審議会は、人権問題委員会又は事実調査委員会の報告書に基づき審査するものとし、審査教育研究審議会の調査は補足的なものに止める。

(2) 審査教育研究審議会は、事案の特殊性を踏まえて、原則として、審査教育研究審議会の中に事実審査委員会を設けて事案の審議を行う。

(3) 事実審査委員会の委員は、学長が指名する3名の審査教育研究審議会の委員により構成し、加害者とされた者が属する学部・学科若しくは研究科等の構成員が過半数を占めてはならない。

(4) 事実審査委員会の委員は、必要に応じて弁護士等の法律の専門家を「特別委員」として加えることができる。特別委員は、委員会が行う事実調査に立ち会い、必要な助言を与えるものとする。

(5) 事実審査委員会による口頭の審査に際して、審査を受ける者は、代理人又は補佐人を立ち合わせることができる。ただし、代理人又は補佐人は本人に代わって陳述することはできない。

7 その他

人権問題委員会は、事案の終了後、専門相談室を交えて事案を総括し、今後の対応に役立てるよう努めるものとする。

附 則

この申し合わせ事項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項は、令和8年4月1日から施行する。